



R5.5.8

県立前橋高校 保健室

## ★新型コロナウイルス感染症への考え方の変更点 ※5月8日以降の対応

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。
  - ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
  - ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

### (1)新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。

### (2)濃厚接触者の取扱いについて

令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなるため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した者や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象としない。

### (3)発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しない

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限はしない。

文部科学省より



## <本校での今後の感染症対策>

- 健康観察表の活用は、終了します。
- マスクは基本的に着けなくてよい。  
感染症後やせき・くしゃみが出る場合には着用しましょう。
- 教室の換気、手洗いの徹底は続けてください。

